

水質検査

安心して飲める水道水を供給しています

市は、水道水の水質検査を定期的に実施しています。最新の実施結果は右表のとおりで、基準値と目標値を下回っていますので、安心して水道水をご利用ください。

採水地点 福岡浄水場=さぎの森放課後児童クラブ(駒林1263・2)、大井浄水場=大井第3水源内給水栓(大井武蔵野1424・2)
 ※ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査は、福岡第一水源、大井第一水源で実施しています。

検査機関 (株)新環境分析センター

採水日 1月10日



福岡浄水場



大井浄水場

水中放射性物質濃度(放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・137)も継続して不検出です。

検査項目	基準値	福岡浄水場	大井浄水場
一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	0個/ml
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出
カドミウムおよびその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満	0.0003mg/l未満
水銀およびその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満	0.00005mg/l未満
セレンおよびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
鉛およびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
ヒ素およびその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	0.002mg/l未満
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満	0.004mg/l未満
シアン化物イオンおよび塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/l以下	3.4mg/l	2.7mg/l
フッ素およびその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満	0.08mg/l未満
ホウ素およびその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満	0.1mg/l未満
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満	0.0002mg/l未満
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満	0.005mg/l未満
シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満	0.004mg/l未満
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	0.002mg/l未満
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未満	0.06mg/l未満
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	0.002mg/l未満
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004mg/l	0.003mg/l
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満	0.003mg/l未満
ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.006mg/l	0.006mg/l
臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満	0.001mg/l未満
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.017mg/l	0.015mg/l
トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l	0.003mg/l未満
ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006mg/l	0.005mg/l
ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l	0.001mg/l
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満	0.008mg/l未満
亜鉛およびその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満	0.01mg/l未満
アルミニウムおよびその化合物	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満	0.02mg/l未満
鉄およびその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満	0.03mg/l未満
銅およびその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満	0.01mg/l未満
ナトリウムおよびその化合物	200mg/l以下	16mg/l	13mg/l
マンガンおよびその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	30mg/l	17mg/l
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	89mg/l	65mg/l
蒸発残留物	500mg/l以下	220mg/l	170mg/l
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満	0.02mg/l未満
ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l	0.000001mg/l
2-メチルインボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満	0.000001mg/l未満
非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満	0.002mg/l未満
フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満	0.0005mg/l未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.7mg/l	0.5mg/l
pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.5
味	異常でないこと	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
色度	5.0度以下	0.5度未満	0.5度未満
濁度	2.0度以下	0.1度未満	0.1度未満
残留塩素	0.1mg/l以上	0.3mg/l	0.3mg/l
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)*	0.00005mg/l以下(暫定)	0.000005mg/l	0.000005mg/l未満

問合せ●上下水道課(TEL049・220・2078)

出産・子育て

令和5年4月から出産・子育て応援給付金を給付します

対象者 市に住民登録がある人で下表に該当する人(死産・流産を含む)

申請方法、給付内容 下表のとおり。詳しくは市ホームページをご覧ください。



	対象者	申請方法	給付内容
①	令和4年4月1日～令和5年3月31日に出生した人	保健センターから4月以降に順次郵送するお知らせに沿って電子申請で申し込む	出産応援給付金5万円と子育て応援給付金5万円
②	令和4年4月1日～令和5年3月31日に妊娠届出をした人	※アンケートの回答が必要。	出産応援給付金5万円
③	令和5年4月1日以降に妊娠届出をした人	妊娠届出時の面接後に申し込む(面接で渡すチラシに沿って電子申請が必要)	出産応援給付金5万円
④	令和5年4月1日以降に出生した子の養育者	出産後に新生児訪問などの面接後に申し込む(面接で渡すチラシに沿って電子申請が必要)	子育て応援給付金5万円



※「出産応援給付金」は妊婦1人当たり、「子育て応援給付金」は子ども1人当たりの給付です。

問合せ●保健センター(TEL049・293・9045)

意見募集

パブリック・コメントを実施します

●ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画(案)

第3期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

市政運営の指針となる総合的な最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 前期基本計画」が令和5年度で終了します。現在、令和6年度～12年度の7年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しています。この計画には、地方創生の充実・強化に取り組む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合します。

策定に当たり、公募市民や公共的団体などの代表者、学識経験者などで組織する審議会や、内部検討組織で協議を重ねてきました。このたび計画案を作成しましたので、パブリック・コメントを実施します。

募集期間 4月24日(月)～5月23日(火) (必着)

公開場所 提出先、市役所本庁舎1階資料閲覧コーナー、大井総合支所1階情報公開コーナー、出張所、ふじみ野ステラ・イースト、上福岡西公民館、各図書館、フクトピア、市ホームページ

意見を出せる人 市内在住・在勤・在学、市内に事業所・事務所を有する団体・法人、市に対し納税義務を有する人



提出方法 意見提出用紙(公開場所で配布)に①住所②氏名③電話番号を記載の上、提出先に郵送かファクス、メール、持参または、公開場所に設置している意見募集箱に投函する、または電子申請で申し込む

音声データ 視覚に障がいがある人を対象に、案文を録音したカセットテープを貸し出しています。希望者は広報広聴課(TEL049・262・9003)へご連絡ください。

提出先 経営戦略室(市役所本庁舎3階、〒356・8501 福岡1・1・1、FAX049・266・6245、✉seisaku@city.fujimino.saitama.jp)



問合せ●経営戦略室(TEL049・262・9000)

新型コロナ

新型コロナウイルス関連情報

このお知らせは、3月17日現在、国から示されている情報をもとに作成しています

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更になる場合があります。
 最新の情報は市ホームページをご覧ください。



4月以降のワクチン接種

国は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の方針を、下表のとおり決定しました。春夏接種の開始時期や接種券などは詳細が決まり次第、市報や市ホームページなどでお知らせします。

昨年9月から始まった12歳以上が対象のオミクロン株対応ワクチンの接種は、5月7日(日)で終了します。接種を希望する人は、早めの予約をお願いします。

●令和5年度新型コロナワクチン接種（費用は公費負担）

	春夏（5～8月）接種	秋冬（9月～）接種
対象	初回接種（1・2回目）を終了し、次のいずれかに該当する人 ①65歳以上 ②5～64歳で、基礎疾患を有するまたは重症化リスクが高いと医師が認める ③医療機関や高齢者施設などの従事者	初回接種（1・2回目）を終了した5歳以上の人
ワクチン	オミクロン株対応	国で検討中

12歳以下のお子さんへのワクチン接種

4月以降も乳幼児（生後6カ月～4歳）と小児（5～11歳）への新型コロナワクチンの接種を継続します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



●小児（5～11歳）のワクチン接種

5～11歳の追加接種（3回目）は、小児用オミクロン株対応ワクチンです。既に3回目まで接種が終了した人は、前回接種から3カ月以上をあけて、4回目として小児用オミクロン株対応ワクチンの接種が可能です。

	初回接種（1・2回目）	追加接種（3・4回目）
ワクチン	小児用（従来株）	小児用（オミクロン株）※1回接種。
間隔	1回目接種から3週間	前回接種から3カ月以上
対象	1回目の接種日に5～11歳の子	3回目の接種日に5～11歳の子
接種券	対象者へ郵送	

●乳幼児（生後6カ月～4歳）のワクチン接種

接種券は申請を受けてから発送します。希望する場合は新型コロナワクチン接種サポートセンター（下記）へご連絡ください。

マスク着用の考え方（3月13日から）

マスクの着用は、行政から一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、それぞれの判断に委ねることが基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、一人一人の判断を尊重してください。

感染症予防のため、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生などに引き続き協力ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



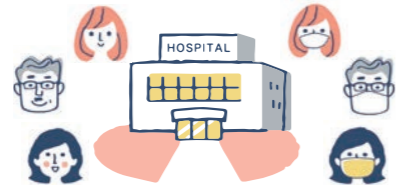
●マスクの着用が効果的である場合

次のような場面ではマスクの着用を推奨します。

- 医療機関受診時
- 高齢者など重症化リスクが高い人が入院・生活する医療機関や施設などへの訪問時
- 感染症の流行期に重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時
- 混雑した電車やバスに乗車する時

●症状がある、同居家族に陽性者がいるなどの場合

外出を控え、通院などやむを得ず外出する時は、人混みを避け、マスクの着用をお願いします。



●事業者などの場合

感染症対策や事業上の理由などで、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

●市職員の対応

窓口対応などで高齢者、基礎疾患を有する人など重症化リスクの高い人と接する機会が多い職員は、マスクを着用します。

※4月は、新型コロナワクチン接種サポートセンターの開設日を平日のみに変更しました。

問合せ●新型コロナワクチン接種サポートセンター（平日午前8時30分～午後5時 TEL049・293・3722 FAX049・264・8284〔聴覚障がいのある人向け〕 hokencenter-kami@city.fujimino.saitama.jp）

計画改定

地域防災計画を改定しました

市では、防災活動を総合的かつ計画的に実施することで、市民の皆さんの生命・身体・財産を災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、地域の災害に係る予防対策や応急対策および復旧復興対策に関する事項を定める「ふじみ野市地域防災計画」を策定しています。

このたび、関係法令の改正、国の防災基本計画・県地域防災計画の修正への対応、近年発生した災害の教訓や感染症の拡大防止対策などを踏まえた改定を行いました。

●主な改定ポイント

- ・避難情報の見直し
 - ・避難行動要支援者制度の対象者要件見直し、個別避難計画の作成
 - ・感染症対策
 - ・応援受入体制の整備
 - ・応急対策班など各体制の見直し
- 計画は市ホームページで公開しています。



避難行動要支援者制度の対象者要件の見直し

災害などが起きたときに、自ら避難することが困難な人や、迅速な避難のために特に支援が必要な人（避難行動要支援者）の生命と身体を災害から守るために、市では「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、災害などが起きたときに、避難支援などを必要とする範囲で避難支援等関係者に情報提供します。

地域防災計画の改定にあわせ、避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者の対象要件を見直しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。



名簿の登録内容 避難や支援に必要な情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、ファクス番号、避難支援などを必要とする理由など）



名簿の登録対象 市内在住で生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかに該当する人

- ①要介護3以上の人
- ②次のいずれかに該当する人
 - (1)身体障害者手帳を持ち、次のいずれかの障がい有する人
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（下肢・体幹）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能
 - (2)療育手帳A・A
 - (3)精神障害者保健福祉手帳1級
- ③自力避難が困難で、次のいずれかに該当し避難行動要支援者名簿への登録を希望する人
 - 要介護1・2
 - 一人暮らしで75歳以上
 - 身体障害者手帳を持ち、②(1)に該当しない
 - 療育手帳B・C
 - 精神障害者保健福祉手帳2・3級
 - 指定難病患者
 - 市長が特に認める人

※③に該当し名簿への登録を希望する場合は、お問い合わせください。

避難行動要支援者に該当する皆さんへ

●情報提供の同意にご協力ください

避難行動要支援者のうち、情報提供に同意した人の登録内容情報を「避難支援等関係者（災害時の避難の手助けを行う人）」に提供しています。

左表の①②に該当する人と、すでに名簿情報提供に同意している人へ、市から5月末までに「名簿提供同意書」を郵送します。「同意する」「同意しない」の意思表示をして提出してください。詳しくは、同封する案内をご覧ください。



●避難支援等関係者

- ・自治組織（兼自主防災組織）
 - ・民生委員
 - ・市社会福祉協議会
 - ・入間東部地区事務組合消防本部
 - ・東入間警察署
 - ・各高齢者あんしん相談センター
- ※担当者が、状況確認のため訪問や連絡を行う場合がありますので、ご協力ください。



問合せ●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)